

**未定稿**

**別 冊**

# **平成 29 年度 生活保護実施要領等**

※ 内容は調整中のものを含み、今後変更することがあります。

## ○ 平成 29 年 4 月施行予定分

1. 生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）【改正案】…… 1
2. 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生省事務次官通知）【改正案】…………… 15
3. 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）【改正案】…………… 15
4. 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）【改正案】…………… 15
5. 生活保護問答集について（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）【改正案】…………… 103
6. 生活保護法の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて（平成 25 年 5 月 16 日社援保発 0516 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）【改正案】…… 131
7. 頻回受診者に対する適正受診指導について（平成 14 年 3 月 22 日社援保発 0322001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）【改正案】…………… 135
8. 頻回受診者に対する適正受診指導にかかる調査について（厚生労働省社会・援護局保護課医療係事務連絡）【案】…………… 145
9. 医療扶助における転院を行う場合の対応及び頻回転院患者の実態把握について（平成 26 年 8 月 20 日社援保発 0820 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）【改正案】…………… 147
10. 医療扶助の適正実施に関する指導監査等について（厚生労働省社会・援護局保護課長通知）【案】…………… 151
11. 生活保護法施行事務監査（医療扶助の適正実施に関する指導監査）の実施について（留意事項）（厚生労働省社会・援護局保護課医療係事務連絡）【案】…………… 171
12. 生活保護法による介護扶助の運営要領について（平成 12 年 3 月 31 日社援第 825 号厚生省社会・援護局長通知）【改正案】…………… 175
13. 生活保護法による介護扶助の運営要領に関する疑義について（平成 13 年 3 月 29 日社援保発第 22 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）【改正案】…………… 181
14. 生活保護法の規定により国保連に対し介護報酬の支払等について委託する場合における被保護者異動連絡票及び被保護者異動訂正連絡票に係る記載要領について（平成 12 年 4 月 28 日社援保第 27 号厚生省社会・援護局保護課長通知）【改正案】… 183
15. 就労支援促進計画の策定について（平成 27 年 3 月 31 日社援保発 0331 第 22 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）【改正案】…………… 185
16. 被保護者就労準備支援事業における福祉専門職との連携支援事業の実施について（厚生労働省社会・援護局保護課長通知）【案】…………… 205

## **【平成 29 年 4 月施行予定分】**

### **1. 生活保護法による保護の基準 （昭和 38 年厚生省告示第 158 号）【改正案】**

# 平成29年度生活保護基準額(案)

## 1 一般生活費認定基準表

1級地-1

第 1 類

年齢別	基準額①	基準額②
0歳～2歳	21,510円	26,660円
3歳～5歳	27,110	29,970
6歳～11歳	35,060	34,390
12歳～19歳	43,300	39,170
20歳～40歳	41,440	38,430
41歳～59歳	39,290	39,360
60歳～69歳	37,150	38,990
70歳以上	33,280	33,830

第 2 類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人
基準額①		44,690円	49,460円	54,840円	56,760円	57,210円
基準額②		40,800	50,180	59,170	61,620	65,690
地区別冬季加算額	I区(10月から4月まで)	12,540	17,800	20,230	21,850	22,460
	II区(10月から4月まで)	8,860	12,580	14,290	15,440	15,860
	III区(11月から4月まで)	7,320	10,390	11,800	12,750	13,100
	IV区(11月から4月まで)	6,660	9,450	10,740	11,600	11,920
	V区(11月から3月まで)	4,540	6,450	7,330	7,920	8,140
	VI区(11月から3月まで)	2,580	3,660	4,160	4,490	4,620

基準額及び加算額		世帯人員別				
		6人	7人	8人	9人	10人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
基準額①		57,670円	58,120円	58,570円	59,020円	450円
基準額②		69,360	72,220	75,080	77,940	2,860
地区別冬季加算額	I区(10月から4月まで)	23,870	24,880	25,690	26,500	810
	II区(10月から4月まで)	16,860	17,580	18,150	18,720	570
	III区(11月から4月まで)	13,930	14,520	14,990	15,460	470
	IV区(11月から4月まで)	12,680	13,210	13,640	14,070	430
	V区(11月から3月まで)	8,650	9,020	9,310	9,600	300
	VI区(11月から3月まで)	4,910	5,120	5,280	5,450	170

1級地-2

第 1 類

年齢別	基準額①	基準額②
0歳～2歳	20,540円	25,520円
3歳～5歳	25,890	28,690
6歳～11歳	33,480	32,920
12歳～19歳	41,360	37,500
20歳～40歳	39,580	36,790
41歳～59歳	37,520	37,670
60歳～69歳	35,480	37,320
70歳以上	32,020	32,380

第 2 類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人
基準額①		42,680円	47,240円	52,370円	54,210円	54,660円
基準額②		39,050	48,030	56,630	58,970	62,880
地区別冬季加算額	I区(10月から4月まで)	12,540	17,800	20,230	21,850	22,460
	II区(10月から4月まで)	8,860	12,580	14,290	15,440	15,860
	III区(11月から4月まで)	7,320	10,390	11,800	12,750	13,100
	IV区(11月から4月まで)	6,660	9,450	10,740	11,600	11,920
	V区(11月から3月まで)	4,540	6,450	7,330	7,920	8,140
	VI区(11月から3月まで)	2,580	3,660	4,160	4,490	4,620

基準額及び加算額		世帯人員別				
		6人	7人	8人	9人	10人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
基準額①		55,110円	55,570円	56,020円	56,470円	450円
基準額②		66,390	69,130	71,870	74,590	2,730
地区別冬季加算額	I区(10月から4月まで)	23,870	24,880	25,690	26,500	810
	II区(10月から4月まで)	16,860	17,580	18,150	18,720	570
	III区(11月から4月まで)	13,930	14,520	14,990	15,460	470
	IV区(11月から4月まで)	12,680	13,210	13,640	14,070	430
	V区(11月から3月まで)	8,650	9,020	9,310	9,600	300
	VI区(11月から3月まで)	4,910	5,120	5,280	5,450	170

## 2級地-1

## 第 1 類

年齢別	基準額①	基準額②
0歳～2歳	19,570円	24,100円
3歳～5歳	24,680	27,090
6歳～11歳	31,900	31,090
12歳～19歳	39,400	35,410
20歳～40歳	37,710	34,740
41歳～59歳	35,750	35,570
60歳～69歳	33,800	35,230
70歳以上	30,280	30,580

## 第 2 類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人
基準額①		40,670円	45,010円	49,900円	51,660円	52,070円
基準額②		36,880	45,360	53,480	55,690	59,370
地区別冬季加算額	I区(10月から4月まで)	12,540	17,800	20,230	21,850	22,460
	II区(10月から4月まで)	8,860	12,580	14,290	15,440	15,860
	III区(11月から4月まで)	7,320	10,390	11,800	12,750	13,100
	IV区(11月から4月まで)	6,660	9,450	10,740	11,600	11,920
	V区(11月から3月まで)	4,540	6,450	7,330	7,920	8,140
	VI区(11月から3月まで)	2,580	3,660	4,160	4,490	4,620

基準額及び加算額		世帯人員別				
		6人	7人	8人	9人	10人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
基準額①		52,480円	52,890円	53,300円	53,710円	410円
基準額②		62,700	65,280	67,850	70,440	2,580
地区別冬季加算額	I区(10月から4月まで)	23,870	24,880	25,690	26,500	810
	II区(10月から4月まで)	16,860	17,580	18,150	18,720	570
	III区(11月から4月まで)	13,930	14,520	14,990	15,460	470
	IV区(11月から4月まで)	12,680	13,210	13,640	14,070	430
	V区(11月から3月まで)	8,650	9,020	9,310	9,600	300
	VI区(11月から3月まで)	4,910	5,120	5,280	5,450	170

## 2級地-2

## 第 1 類

年齢別	基準額①	基準額②
0歳～2歳	18,600円	23,540円
3歳～5歳	23,450	26,470
6歳～11歳	30,320	30,360
12歳～19歳	37,460	34,580
20歳～40歳	35,840	33,930
41歳～59歳	33,990	34,740
60歳～69歳	32,140	34,420
70歳以上	29,120	29,870

## 第 2 類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人
基準額①		38,660円	42,790円	47,440円	49,090円	49,510円
基準額②		36,030	44,310	52,230	54,390	57,990
地区別冬季加算額	I区(10月から4月まで)	12,540	17,800	20,230	21,850	22,460
	II区(10月から4月まで)	8,860	12,580	14,290	15,440	15,860
	III区(11月から4月まで)	7,320	10,390	11,800	12,750	13,100
	IV区(11月から4月まで)	6,660	9,450	10,740	11,600	11,920
	V区(11月から3月まで)	4,540	6,450	7,330	7,920	8,140
	VI区(11月から3月まで)	2,580	3,660	4,160	4,490	4,620

基準額及び加算額		世帯人員別				
		6人	7人	8人	9人	10人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
基準額①		49,920円	50,330円	50,740円	51,150円	410円
基準額②		61,240	63,760	66,280	68,800	2,520
地区別冬季加算額	I区(10月から4月まで)	23,870	24,880	25,690	26,500	810
	II区(10月から4月まで)	16,860	17,580	18,150	18,720	570
	III区(11月から4月まで)	13,930	14,520	14,990	15,460	470
	IV区(11月から4月まで)	12,680	13,210	13,640	14,070	430
	V区(11月から3月まで)	8,650	9,020	9,310	9,600	300
	VI区(11月から3月まで)	4,910	5,120	5,280	5,450	170

## 3級地-1

## 第 1 類

年齢別	基準額①	基準額②
0歳～2歳	17,640円	22,490円
3歳～5歳	22,240	25,290
6歳～11歳	28,750	29,010
12歳～19歳	35,510	33,040
20歳～40歳	33,980	32,420
41歳～59歳	32,220	33,210
60歳～69歳	30,460	32,890
70歳以上	27,290	28,540

## 第 2 類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人
基準額①		36,640円	40,560円	44,970円	46,540円	46,910円
基準額②		34,420	42,340	49,920	51,970	55,420
地区別冬季加算額	I区(10月から4月まで)	12,540	17,800	20,230	21,850	22,460
	II区(10月から4月まで)	8,860	12,580	14,290	15,440	15,860
	III区(11月から4月まで)	7,320	10,390	11,800	12,750	13,100
	IV区(11月から4月まで)	6,660	9,450	10,740	11,600	11,920
	V区(11月から3月まで)	4,540	6,450	7,330	7,920	8,140
	VI区(11月から3月まで)	2,580	3,660	4,160	4,490	4,620

基準額及び加算額		世帯人員別				
		6人	7人	8人	9人	10人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
基準額①		47,280円	47,650円	48,020円	48,390円	370円
基準額②		58,520	60,930	63,330	65,740	2,410
地区別冬季加算額	I区(10月から4月まで)	23,870	24,880	25,690	26,500	810
	II区(10月から4月まで)	16,860	17,580	18,150	18,720	570
	III区(11月から4月まで)	13,930	14,520	14,990	15,460	470
	IV区(11月から4月まで)	12,680	13,210	13,640	14,070	430
	V区(11月から3月まで)	8,650	9,020	9,310	9,600	300
	VI区(11月から3月まで)	4,910	5,120	5,280	5,450	170



## 3級地-2

## 第 1 類

年齢別	基準額①	基準額②
0歳～2歳	16,670円	21,550円
3歳～5歳	21,010	24,220
6歳～11歳	27,170	27,790
12歳～19歳	33,560	31,650
20歳～40歳	32,120	31,060
41歳～59歳	30,450	31,810
60歳～69歳	28,790	31,510
70歳以上	26,250	27,340

## 第 2 類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人
基準額①		34,640円	38,330円	42,500円	43,990円	44,360円
基準額②		32,970	40,550	47,810	49,780	53,090
地区別冬季加算額	I区(10月から4月まで)	12,540	17,800	20,230	21,850	22,460
	II区(10月から4月まで)	8,860	12,580	14,290	15,440	15,860
	III区(11月から4月まで)	7,320	10,390	11,800	12,750	13,100
	IV区(11月から4月まで)	6,660	9,450	10,740	11,600	11,920
	V区(11月から3月まで)	4,540	6,450	7,330	7,920	8,140
	VI区(11月から3月まで)	2,580	3,660	4,160	4,490	4,620

基準額及び加算額		世帯人員別				
		6人	7人	8人	9人	10人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
基準額①		44,730円	45,100円	45,470円	45,840円	370円
基準額②		56,050	58,350	60,670	62,970	2,300
地区別冬季加算額	I区(10月から4月まで)	23,870	24,880	25,690	26,500	810
	II区(10月から4月まで)	16,860	17,580	18,150	18,720	570
	III区(11月から4月まで)	13,930	14,520	14,990	15,460	470
	IV区(11月から4月まで)	12,680	13,210	13,640	14,070	430
	V区(11月から3月まで)	8,650	9,020	9,310	9,600	300
	VI区(11月から3月まで)	4,910	5,120	5,280	5,450	170

### 基準生活費の算定

基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は、次の算式により算定した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げるものとする。

また、12月の基準生活費の額は、次の算式により算定した額に以下の期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする。

算式

$$A \times 0 / 3 + B \times 3 / 3 + C$$

算式の符号

A 第1類の表に定める個人別の基準額①を合算した額に以下の逓減率の表に定める世帯構成員の数に応じた率①を乗じた額と第2類の表に定める基準額①の合計額

B 第1類の表に定める個人別の基準額②を合算した額に以下の逓減率の表に定める世帯構成員の数に応じた率②を乗じた額と第2類の表に定める基準額②の合計額（ただし、当該合計額が、Aで算定した額に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、Aで算定した額に0.9を乗じて得た額とする）

C 第2類の表に定める地区別冬季加算額

### 逓減率

第1類の表に定める個人別の基準額を合算した額に乘じる率	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
率①	1.0000	1.0000	1.0000	0.9500	0.9000
率②	1.0000	0.8850	0.8350	0.7675	0.7140

第1類の表に定める個人別の基準額を合算した額に乘じる率	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上
率①	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000
率②	0.7010	0.6865	0.6745	0.6645	0.6645

### 期末一時扶助費

級地別	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
1級地—1	13,890円	22,650円	23,340円	26,260円	27,370円
1級地—2	13,260	21,620	22,290	25,070	26,130
2級地—1	12,640	20,600	21,230	23,880	24,890
2級地—2	12,020	19,590	20,190	22,720	23,680
3級地—1	11,390	18,560	19,140	21,530	22,440
3級地—2	10,760	17,540	18,080	20,340	21,210

級地別	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上1人増すごとに加算する額
1級地—1	31,120円	33,060円	35,010円	36,670円	1,670円
1級地—2	29,710	31,570	33,420	35,020	1,590
2級地—1	28,310	30,080	31,850	33,360	1,510
2級地—2	26,920	28,610	30,280	31,730	1,450
3級地—1	25,520	27,110	28,710	30,070	1,360
3級地—2	24,110	25,610	27,120	28,410	1,290

## 2 その他の扶助基準表

### (1) 救護施設等

#### ア 基準額

級	地	別	救護施設及び これに準ずる施設	更生施設及び これに準ずる施設
			円	円
1	級	地	62,940	66,680
2	級	地	59,800	63,340
3	級	地	56,650	60,010

#### イ 地区別冬季加算額

I 区(10月か ら4月まで)	II 区(10月か ら4月まで)	III 区(11月か ら4月まで)	IV 区(11月か ら4月まで)	V 区(11月か ら3月まで)	VI 区(11月か ら3月まで)
5,790円	4,390円	4,180円	3,690円	2,850円	2,010円

#### ウ 期末一時扶助費

級	地	別	基準額
			円
1	級	地	4,970
2	級	地	4,520
3	級	地	4,070

### (2) 入院患者日用品費

#### ア 基準額

級	地	別	基準額
1・2・3	級	地	22,680円以内

#### イ 地区別冬季加算額(11月から3月まで)

地区別	I 区及びII 区	III 区及びIV 区	V 区及びVI 区
1・2・3 級地	円 3,530	円 2,070	円 980

### (3) 介護施設入所者基本生活費

#### ア 基準額

級	地	別	基準額
1・2・3	級	地	9,690円以内

#### イ 地区別冬季加算額(11月から3月まで)

地区別	I 区及びII 区	III 区及びIV 区	V 区及びVI 区
1・2・3 級地	円 3,530	円 2,070	円 980

## (4) 入学準備金

級 地 別	小 学 校 等	中 学 校 等	高 等 学 校 等
1・2・3級地	40,600円以内	47,400円以内	63,200円以内

## (5) 教育扶助基準(1・2・3級地)

区 分	一 小学校 二 義務教育学校の前期課程 三 特別支援学校の小学部	一 中学校 二 義務教育学校の後期課程 三 中等教育学校の前期課程 (保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。) 四 特別支援学校の中学部
基準額(月額)	円 2,210	円 4,290
学習支援費(月額)	2,630	4,450

## (6) 住宅扶助基準

級 地 別	家賃、間代、地代等の額(月額)	補修費等住宅維持費の額(年額)
1・2級地	13,000円以内	120,000円以内
3級地	8,000円以内	

## (7) 出産扶助基準

級 地 別	施設分べん	居宅分べん	衛生材料費
1・2・3級地	<del>293,000</del> <u>258,000</u> 円以内	<del>262,000</del> <u>249,000</u> 円以内	5,700円以内

(注) 施設分べんの場合は、入院料の実費を加算

## (8) 生業扶助基準(1・2・3級地)

区 分		基 準 額 (1・2・3級地)	
生 業 費		46,000円以内	
技 能 修 得 費	技能修得費(高等学校等就学費を除く。)	78,000円以内	
	高等学校等就学費	基本額(月額)	5,450円
		教材代	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額
		授業料(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条各号に掲げるものに在学する場合を除く。)	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校における額以内の額
		入学料及び入学審査料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額。ただし、市町村立の高等学校等に通学する場合は、当該高等学校等が所在する市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額。
		通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
		学習支援費(月額)	5,150円
就 職 支 度 費		<del>31,000</del> 30,000円以内	

## (9) 葬祭扶助基準

## ア 基準額

級 地 別	基 準 額	
	大 人	小 人
1・2級地	206,000円以内	164,800円以内
3級地	180,300円以内	144,200円以内

## イ 別表第8の3に該当

級 地 別	金 額
1・2級地	15,290 円
3級地	13,380

### 3 加 算 関 係

(1) 妊産婦加算

級 地 別	妊 婦 加 算		産 婦 加 算
	妊娠6か月未満	妊娠6か月以上	
1・2級地	円 8,960	円 13,530	円 8,320
3級地	7,610	11,500	7,070

(2) 障害者加算

ア 別表第1第2章の2の(2)のイに該当

級 地 別	加 算 額	
	在 宅	入院・入所
1 級 地	円 26,310	円
2 級 地	24,470	21,890
3 級 地	22,630	

イ 別表第1第2章の2の(2)のイに該当

級 地 別	加 算 額	
	在 宅	入院・入所
1 級 地	円 17,530	円
2 級 地	16,310	14,590
3 級 地	15,090	

ウ 別表第1第2章の2の(3)に該当

級 地 別	加 算 額
1・2・3級地	円 <del>14,480</del> <u>14,600</u>

(平成~~29~~28年7月1日から14,580~~14,600~~円)

エ 別表第1第2章の2の(4)に該当

級 地 別	加 算 額
1・2・3級地	円 <del>12,140</del> <u>12,230</u>

~~(平成28年7月1日から12,230円)~~

オ 別表第1第2章の2の(5)に該当

級 地 別	加 算 額
1・2・3級地	<del>70,080</del> <u>70,069,960</u> 円以内

(3) 介護施設入所者加算

級 地 別	加 算 額
1・2・3級地	9,690円以内

(4) 在宅患者加算

級 地 別	加 算 額
1・2級地	円 13,020
3級地	11,070

(5) 放射線障害者加算

ア 別表第1第2章の5の(1)に該当

級 地 別	加 算 額
1・2・3級地	円 <u>42,96042,990</u>

イ 別表第1第2章の5の(2)に該当

級 地 別	加 算 額
1・2・3級地	円 <u>21,48021,500</u>

(6) 児童養育加算(1・2・3級地)

児童養育加算は、児童の養育にあたる者について行い、その加算額(月額)は、児童1人につき次の表に掲げる額とする。

第1子及び第2子	3歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童とする。)	円 15,000
	3歳以上の児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過した児童とする。)であつて中学校修了前のもの(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。)	10,000
第3子以降	小学校修了前の児童(12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。)	15,000
	小学校修了後中学校修了前の児童(12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であつて15歳に達する以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。)	10,000

(7) 母子加算

級 地 別	児 童 1 人		児童が2人の場合 に加える額		児童が3人以上1 人を増すごとに加 える額	
	在 宅	入院・入所	在 宅	入院・入所	在 宅	入院・入所
	円	円	円	円	円	円
1 級 地	22,790		1,800		920	
2 級 地	21,200	18,990	1,690	1,530	850	750
3 級 地	19,620		1,580		780	

## 4 控 除 関 係

### (1) 基礎控除額表

(別 表)

### (2) 新規就労控除 (月額)

級 地 別	控 除 額
1・2・3級地	円 <u>11,200<del>1,400</del></u>

### (3) 未成年者控除 (月額)

級 地 別	控 除 額
1・2・3級地	円 11,400



## 別表

## 基礎控除額表(月額)

収入金額別区分		1人目	2人目以降
円	円	円	円
0 ~	15,000	0~15,000	0~15,000
15,001 ~	15,199	15,001~15,199	15,000
15,200 ~	18,999	15,200	15,000
19,000 ~	22,999	15,600	15,000
23,000 ~	26,999	16,000	15,000
27,000 ~	30,999	16,400	15,000
31,000 ~	34,999	16,800	15,000
35,000 ~	38,999	17,200	15,000
39,000 ~	42,999	17,600	15,000
43,000 ~	46,999	18,000	15,300
47,000 ~	50,999	18,400	15,640
51,000 ~	54,999	18,800	15,980
55,000 ~	58,999	19,200	16,320
59,000 ~	62,999	19,600	16,660
63,000 ~	66,999	20,000	17,000
67,000 ~	70,999	20,400	17,340
71,000 ~	74,999	20,800	17,680
75,000 ~	78,999	21,200	18,020
79,000 ~	82,999	21,600	18,360
83,000 ~	86,999	22,000	18,700
87,000 ~	90,999	22,400	19,040
91,000 ~	94,999	22,800	19,380
95,000 ~	98,999	23,200	19,720
99,000 ~	102,999	23,600	20,060
103,000 ~	106,999	24,000	20,400
107,000 ~	110,999	24,400	20,740
111,000 ~	114,999	24,800	21,080
115,000 ~	118,999	25,200	21,420
119,000 ~	122,999	25,600	21,760
123,000 ~	126,999	26,000	22,100
127,000 ~	130,999	26,400	22,440
131,000 ~	134,999	26,800	22,780
135,000 ~	138,999	27,200	23,120
139,000 ~	142,999	27,600	23,460
143,000 ~	146,999	28,000	23,800
147,000 ~	150,999	28,400	24,140
151,000 ~	154,999	28,800	24,480
155,000 ~	158,999	29,200	24,820
159,000 ~	162,999	29,600	25,160
163,000 ~	166,999	30,000	25,500
167,000 ~	170,999	30,400	25,840
171,000 ~	174,999	30,800	26,180
175,000 ~	178,999	31,200	26,520
179,000 ~	182,999	31,600	26,860
183,000 ~	186,999	32,000	27,200
187,000 ~	190,999	32,400	27,540
191,000 ~	194,999	32,800	27,880
195,000 ~	198,999	33,200	28,220
199,000 ~	202,999	33,600	28,560
203,000 ~	206,999	34,000	28,900
207,000 ~	210,999	34,400	29,240
211,000 ~	214,999	34,800	29,580
215,000 ~	218,999	35,200	29,920
219,000 ~	222,999	35,600	30,260
223,000 ~	226,999	36,000	30,600
227,000 ~	230,999	36,400	30,940
231,000 ~		(※)	(※)

(備考)

収入金額が231,000円以上の場合は、収入金額が4,000円増加するごとに、1人目については400円、2人目以降については340円を控除額に加算する。